

七ツ島工業団地地区に係る農村地域工業等導入実施計画を変更したので、農村地域工業等導入促進法（昭和46年法律第112号）第5条第10項の規定により、その概要を次のとおり公表する。

その変更した計画書は、平成26年7月22日から平成26年8月21日まで佐賀県農林水産商工本部企業立地課において一般の縦覧に供する。

平成26年7月22日

佐賀県知事 古 川 康

七ツ島工業団地内の宅地に対象業種以外の企業が立地できるよう、次のとおり農村地域工業等実施計画を縮小変更する。

市	町	大字	字	地番	地目	面積（㎡）
伊万里市	黒川町	塩屋	七ツ島	5 - 9	宅地	8,748
〃	〃	〃	〃	5 - 10	〃	32,940
〃	〃	〃	〃	5 - 42	〃	102,672
〃	〃	〃	〃	5 - 74	〃	35,690
〃	〃	〃	〃	5 - 114	〃	9,614
計						189,664